令和3年度 第1回 熊取町下水道事業経営委員会

日時:令和3年9月6日(月)

時間:13:30から16:00まで

場所:熊取町役場北館3階 大会議室

出席委員の紹介

	氏 名 等	(五十音順)
熊取町パブリックモニター	あべ はつよ 阿 部 初 代 氏	
大阪府南部流域下水道事務所	くぼ ゆうじ 久 保 勇 二 氏	
熊取町パブリックモニター	さかもとよしはる 坂 本 義 治 氏	
近畿大学 理工学部 社会環境工学科 教授・工学博士	とみた やすお 冨 田 安 夫 氏	
熊取町自治会連合会副会長	なかの たかふみ 中 野 隆 文 氏	
公認会計士・税理士	まつい だいすけ 松 井 大 輔 氏	

熊取町下水道事業経営委員会について

【目的】

本委員会は、熊取町下水道事業について地方公営企業として、計画的かつ効率的な事業推進と収支バランスが取れた持続可能で健全な事業運営をしていくため、意見交換や調査を目的として開催します。

本日の内容

- I. 委員長及び副委員長の選出について
- II. 熊取町下水道ビジョン(経営戦略)について
- III. 下水道使用料算定の考え方について
- IV. 今後のスケジュールについて

1. 委員長及び副委員長の選出について

委員長

副委員長

- 第 1章 策定にあたって
- 第 2 章 沿革と概要
- 第 3章 下水道事業の現状と課題
- 第 4 章 基本理念と基本方針
- 第 5章 ストックマネジメント計画
- 第 6 章 整備計画

- 第 7章 経営戦略
- 第 8章 下水道事業として共通する施策
- 第 9 章 実施スケジュール
- 第 10章 計画の推進
- 第 11章 参考資料

1. 下水道事業経営の基本的な考え方

(1)経営の基本原則と経費負担の原則(独立採算制)

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)(抄)

(経営の基本原則)

第3条 地方公営企業は、常に企業の<u>経済性を発揮</u>するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

(経費の負担の原則)

第17条の2

第2項 地方公営企業の特別会計においては、<u>その経費は</u>、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない。

経費負担区分を前提とした、経営に伴う収入(下水道使用料)による自立的な経営(独立採算制)が基本

(2)雨水公費・汚水私費の原則

第1次下水道財政研究委員会(昭和36年)

公費負担(租税負担) ... 雨水排除及び低湿地帯の滞水の排除個人負担 ... 汚水及びし尿処理並びに排除

第5次下水道財政研究委員会(昭和60年)

基本的に雨水公費、汚水私費とするが、汚水分のうち一部(水質規制費用、高度処理 費用の一部、高料金対策に要する経費等)を公費負担とする。

使用料が著しく高額になる等の事業がある場合、過渡的に使用料対象の範囲を限定することが適当。

- 「雨水公費・汚水私費の原則」を基本とした一般会計が負担することとされている経費は、いわゆる繰出基準(総務副大臣通知)で明らかにされており、当該経費は地方財政計画に計上され、所要の財政措置が講じられている。
- 使用料の対象となるのは公費負担分を除いた汚水に係る経費

繰出基準(「地方公営企業繰出金について」(総務副大臣通知))

▶ 雨水処理に要する経費 ★

〔★は本町に関連する経費〕

- ▶ 分流式下水道等に要する経費 ★
- ▶ 流域下水道の建設に要する経費 ★
- ▶ 下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費 ★
- ▶ 水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費 ★
- ▶ 不明水の処理に要する経費
- ▶高度処理に要する経費 ★
- ▶ 高資本費対策に要する経費
- ▶ 広域化・共同化の推進に要する経費
- ▶地方公営企業法の適用に要する経費 ★
- ▶ 小規模集合排水処理施設整備事業に要する経費
- ▶ 個別排水処理施設整備事業に要する経費
- ▶ 下水道事業債(特別措置分)の償還に要する経費 ★
- ▶その他(下水道普及特別対策★、緊急下水道整備特定事業、特例措置分★等)

(3)下水道使用料の基本原則(関係法令等)

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)(抄)

(料金)

第21条 地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。

2 前項の料金は、<u>公正妥当なもの</u>でなければならず、かつ、<u>能率的な経営の下における適正な原</u> <u>価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるもの</u>でなければならない。

下水道法(昭和33年法律第79号)(抄)

(使用料)

第20条 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。

- 2 使用料は、次の原則によつて定めなければならない。
 - 一下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
 - 二 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
 - 三 定率又は定額をもつて明確に定められていること。
 - 四 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

使用料は公正妥当で独立採算制を維持できるものでなければならない

Ⅲ. 下水道使用料算定の考え方について

地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律(公営企業に係る 部分)の施行に関する取扱いについて(昭和27年9月29日自乙発第245号)(抄)

第一章 地方公営企業法の施行に関する取扱いについて

第三節 財務に関する事項

四料金

地方公営企業の給付について、地方公共団体は料金を徴収することができるものである(法第21条第1項)が、 当該料金は公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。 まの健全な運営を確保することができるものでなければならない。 原価は、営業費、支払利息等経営に要する費用であって、いわゆる資金収支上の不足額をそのまま料金原価に含めることは適当でないこと。また、地方公営企業が健全な経営を確保する上で必要な資金を内部に留保するため、料金には、適正な率の事業報酬を含ませることが適当であること。

なお、地方公営企業の料金には、地方自治法第225条の使用料に該当するものがあるが、使用料に該当する料金に関する事項は条例で定めなければならないものであること(地方自治法第228条)。また料金の決定については、他の事業法等の法令の適用を排除しているものではないこと。

公営企業の経営に当たっての留意事項について(平成26年8月29日総財公第 107号、総財営第73号、総財準第83号 総務省公営企業課長等通知) (抄)

- 第二 公営企業の計画的経営の推進に関する事項
 - 二「投資・財政計画」の策定
 - (4)「財源試算」の取りまとめ
 - ② 財源構成の検討
 - ア 公営企業の料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、公営企業の健全な経営を確保することができるものであること。
 - このようなあり方を踏まえ、次の点に留意して料金確保に取り組む必要があること。
 - (ア) <u>料金の算定に当たっては、原価(減価償却費や資産維持費等を含む。)を基に料金を算定することが必要</u>である。住民福祉の増進のために最小の費用で最大の効果をあげるためには、経営改善・合理化をより一層徹底することにより、原価を極力抑制すべきであること。(以下略)

使用料水準の目安

公営企業の経営に当たっての留意事項について(平成26年8月29日総財公第 107号、総財営第73号、総財準第83号 総務省公営企業課長等通知) (抄)

- 第三 公営企業の経営に係る事業別留意事項
 - 四下水道事業
 - (1) 経営について
 - で

 下水道事業における使用料回収対象経費に対する地方財政措置については、最低限行うべき経営努力として、全事業平均水洗化率及び

 使用料徴収月3,000円/20㎡を前提

 として行われていることに留意すること。

総務省では平成17年に、使用料単価で汚水処理原価を回収できない事業は、まずは使用料単価を150円/㎡に引き上げることを示し、下水道事業における使用料回収対象経費に対する地方財政措置について、最低限行うべき経営努力として3,000円/20㎡・月を前提としている。

- 水道料金など他の公共料金と比較しても妥当な水準であること
- 当時、最も使用料による汚水処理経費の回収率が高く、汚水私費の原則に最も合致しうる大都市の状況を見ても月平均3,000円の水準による使用料設定でほぼ汚水処理経費を回収できること

等からひとつのベンチマークとしての意味合いを持つ。

あくまで暫定的な目標値であり、下水道経営の持続可能性の確保、住民負担への影響等を勘 案しながら不断の見直しが必要。

本町における使用料単価

(税抜き)

年度	年度 条例上の使用料 (20㎡あたり) 実質的 (20㎡	
平成30年度	2,306円	2,809円
令和元年度	2,306円	2,800円
令和2年度	2,306円	2,781円

条例上の使用料:条例で定めた一般家庭における20㎡あたりの使用料

実質的な使用料:料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗

じたもの(家庭用のみでなく業務用も含む)

料金表(1か月につき)

		使用水量	使用料
	基本料金	8㎡まで	8 3 6 円
		$9\sim10 ext{m}^3$	110円
		1 1 ∼ 2 0 m³	125円
	一般汚水 超過料金 (1㎡につき)	$2~1\sim3~0~ ext{m}^3$	142円
你; /v		$3.1\sim4.0~\text{m}^3$	166円
一加又/ケクト		4 1∼6 0 m³	191円
		$6.1\sim1.0.0 ext{m}^3$	200円
		$101\sim500\mathrm{m}^3$	2 4 3 円
		$501\sim1$, 000 m ³	286円
		1, 001 m³∼	3 3 0 円

※上記の表により算出した合計額に消費税相当額を加え、10円未満の端数が生じるときは、その端数を切捨てます。

```
≪計算例≫ 20㎡の場合
836円(基本料金)+110円(9~10㎡の単価)×2㎡+125円(11~20㎡の
単価)×10㎡=2,306円
2,306円+<u>(2,306円×10%)</u>=2,530円(10円未満切捨て)
消費税相当額
```

2. 関係省庁の動向

1国土交通省

下水道経営を持続可能なものとするための取り組み

- ストックマネジメントの推進
- 汚水処理の最適化及び広域化・共同化の推進
- 官民連携の推進
- 資源・施設の有効利用の推進
- 新技術導入の推進

等

直近の検討会等

- ▶ 人口減少下における維持管理時代の下水道経営のあり方検討会 (第1回 令和元年8月2日 ~ 第4回 令和2年6月29日開催)
 - → 下水道使用料体系等についても議論がなされた。

「人口減少下における維持管理時代の下水道経営のあり方検討会」報告書-持続可能な下水道事業経営の実現に向けて-(抜粋要約)

- 3. 今後目指すべき下水道事業経営の方向性と国等による支援等のあり方について
 - (3)中長期的な観点からの適切な収支構造への見直し等
 - ③下水道使用料体系としての二部使用料制の原則化等
 - ▶ 「下水道使用料算定の基本的考え方」を踏まえ、個別原価に基づく使用料体系の設定を行うこと。
 - ▶ 利用の実態、今後の見通し、費用の構造等を踏まえて、基本使用料と従量使用料からなる 二部使用料制を原則としたうえで、基本使用料の割合を漸進的に高めていく必要がある。
 - ▶ 基本使用料割合を高めるにあたっては、激変緩和措置を講ずるなど、適切に対応すべき。
 - ▶ 従量使用料における累進度の設定に当たっては、使用水量区分ごとの使用者分布の実態及び今後の見通しを十分に踏まえつつ、ボリュームゾーンに分布する使用者群において、汚水処理原価に近い使用料単価を負担することが基本となる。
 - ▶ 基本水量制は解消させていくことが望ましい。

④資産維持費の徴収根拠の明確化

▶ 国は、資産維持費に係る徴収根拠を明確化すべき。

Ⅲ. 下水道使用料算定の考え方について

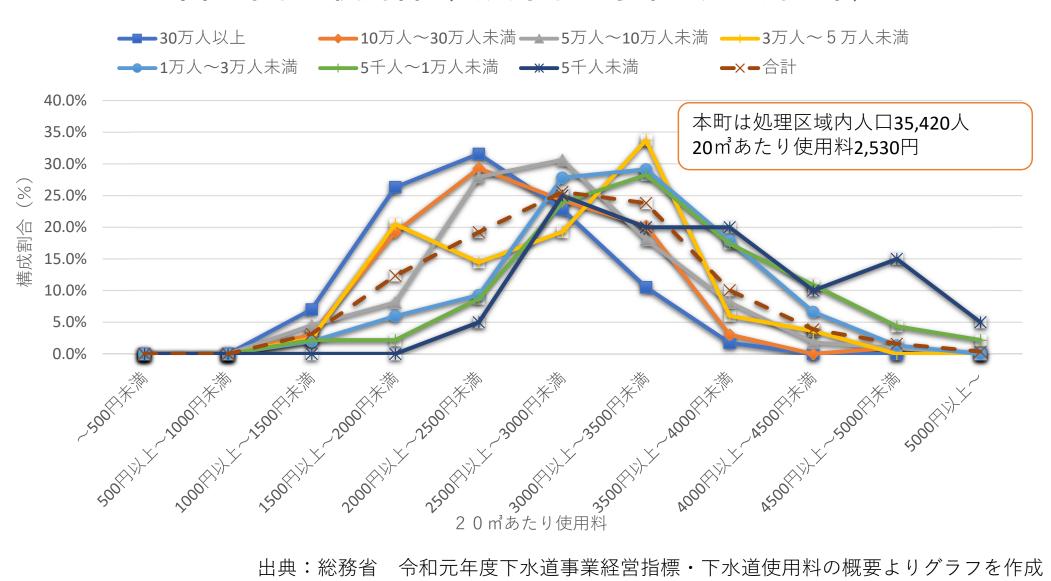
2総務省

公営企業経営を持続可能なものとするための取り組み

- 公営企業会計の適用拡大
 - →集中取組期間:H27~H31年度(人口3万人以上の公共・流域下水道) 拡大集中取組期間:R1~R5年度(集落排水・浄化槽、人口3万人未満の公共)
 - →本町ではH30年度から適用
- 経営比較分析表の策定・公表
 - →毎年度実施、経年比較・類似団体の比較を推進
- 公営企業の「経営戦略」の策定推進
 - →R2年度までに策定率100%
 - →本町ではR2年度に策定済み
- 都道府県主導による広域化・最適化の推進(汚水処理施設の統廃合、汚泥処理の共同化、 維持管理・事務の共同化、最適化※)
 - →都道府県は市町村等とともにR4年度までに「広域化・共同化計画」を策定
- 民間活用の推進(指定管理者制度、包括的民間委託、PPP/PFI)
 - ※公共下水道、集落排水、浄化槽等の各種汚水処理施設の中から最適な施設を選択して整備すること

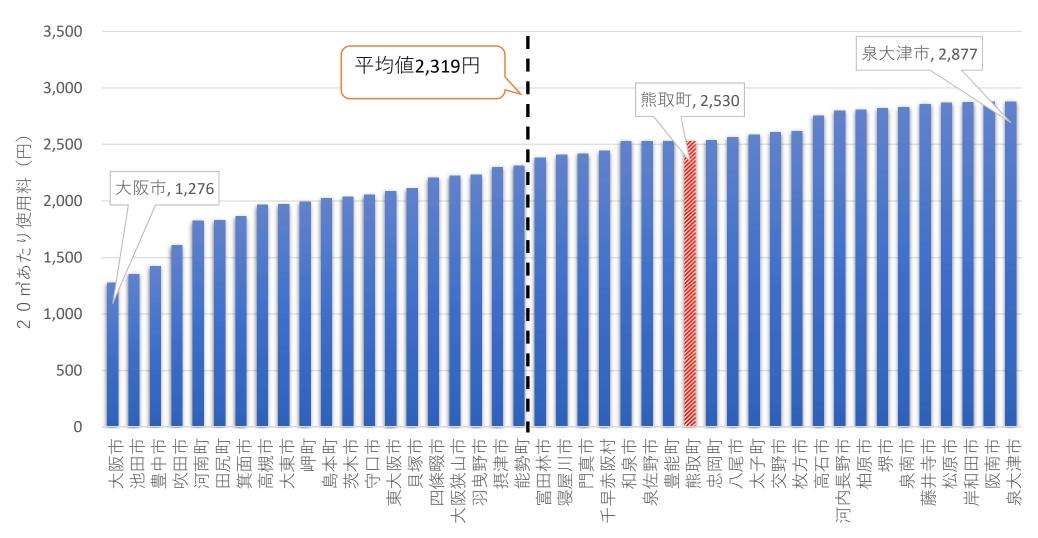
現状分析

全国の下水道使用料(公共下水道事業・法適用企業)

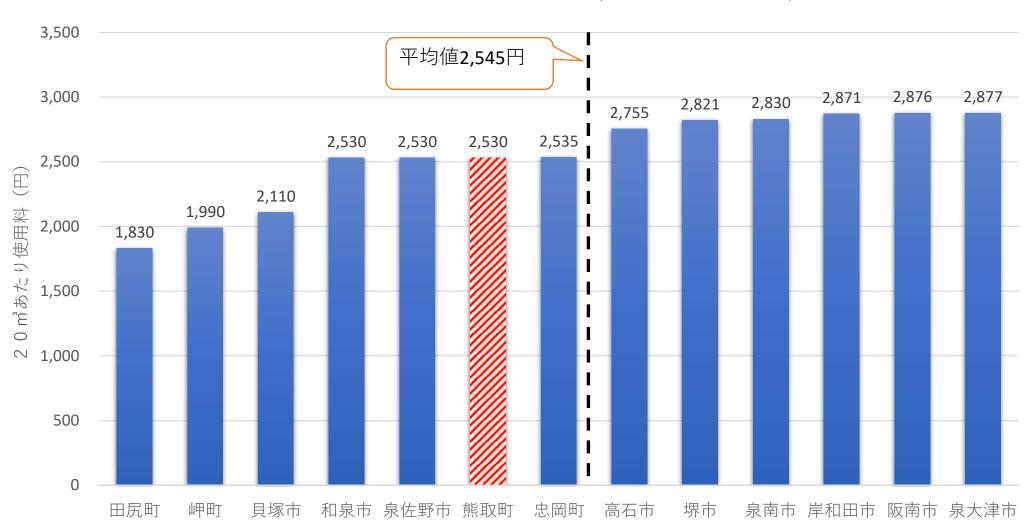


令和元年度下水道事業経営指標・下水道使用料の概要よりグラフを作成

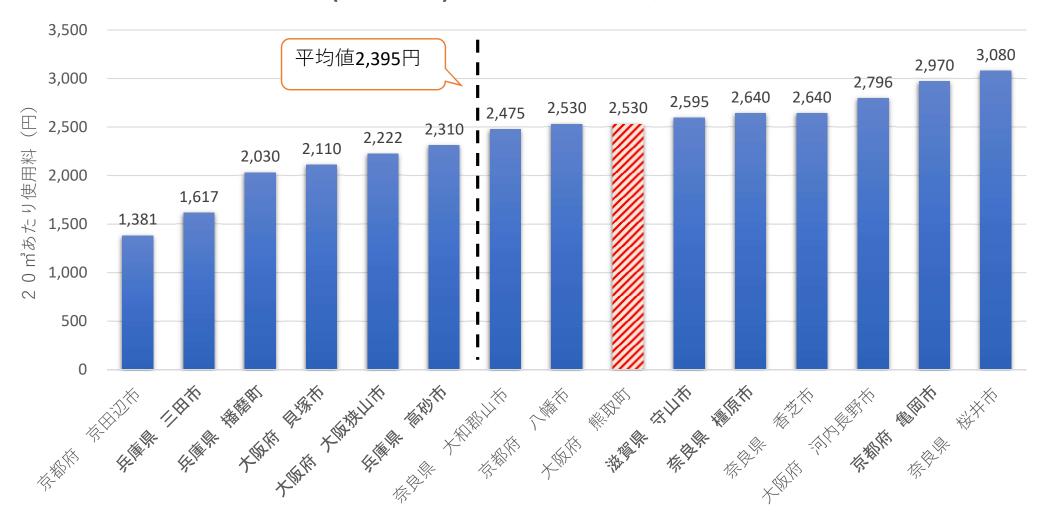
大阪府下市町村の下水道使用料(20㎡あたり)税込



堺市以南13市町の下水道使用料 (20㎡あたり) 税込



近畿圏類似団体(Bc1、Bc2)の下水道使用料 (20m あたり) 税込

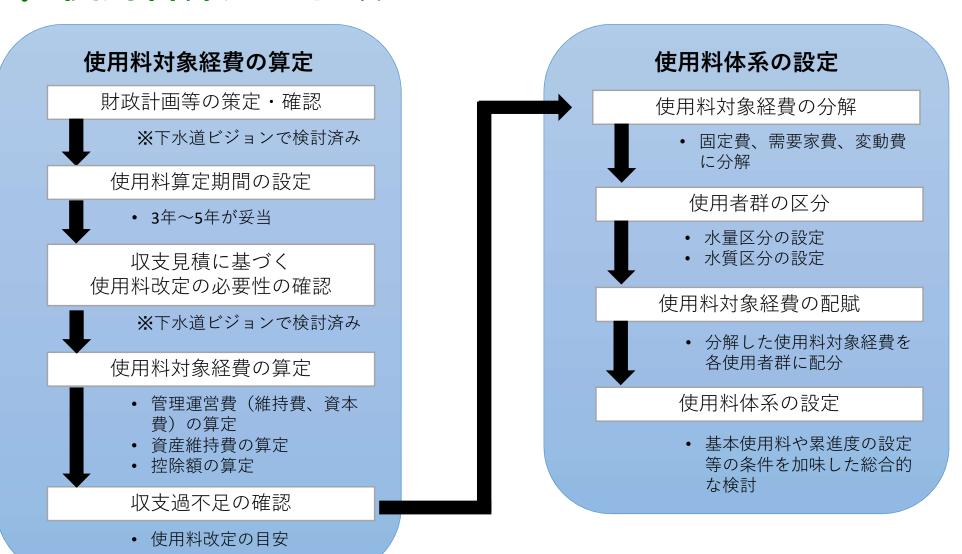


出典:総務省 令和元年度決算統計データより

3. 下水道使用料算定の基本的な考え方

- 国土交通省(当時、建設省)は「下水道使用料算定の基本的考え方(昭和62年5月18日下水道管理指導室長通知)」を発出。下水道法第20条第1項の規定に基づく使用料の徴収に係る使用料の制定又は改定のための事務の参考として、総務省(当時、自治省)と協議のうえ作成したもの。
- 上記の通知を踏まえ、具体的な算定事例等を掲載した「下水道使用料算定の基本的考え方」が(社)日本下水道協会から出版(昭和62年) され、その後、平成20年、平成29年に改訂が行われた。
- ◆ 本経営委員会においては、上記の「下水道使用料算定の基本的考え方」に基づいて目安となる使用料を算出する。ただし、使用者負担が過度に大きくなる場合は、本町の下水道使用者の特徴を加味し、適切な経費負担となるよう使用料体系を検討する。

4. 使用料算定の手順



出典:(公社)日本下水道協会「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」をもとに作成

使用料対象経費算定のイメージ

維持管理費

施設維持管理費・動力 費・薬品費など

資本費

減価償却費 ・企業債利息など

健全な経営を確保するために 保するために 必要な経費

資産維持費・事業報酬 などと呼ばれる

控除額

公費負担経費・付帯事 業経費・関連収入・長 期前受金戻入など 使用料対象経費

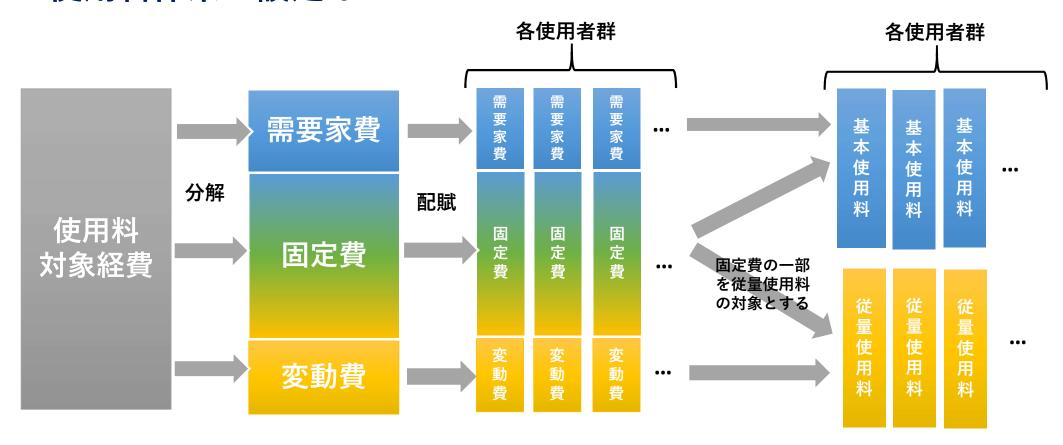
Ш

使用料で回収すべき費用

資産維持費とは

…将来の更新需要の増大が見込まれる場合(新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化、耐震化等)に 実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用

使用料体系の設定イメージ



- 基本使用料の対象経費は需要家費および固定費であるが、下水道事業は固定費の割合が極めて大きいため、固定費の一部を従量使用料に配賦することが妥当。
- 人口減少が見込まれる地域等にあっては、事業の安定した収支均衡を図る観点から、基本使用料に配賦する固定費の範囲を十分に検討する必要あり。

用語説明

用語	説明
固定費	下水道使用水量及び使用者数の多寡に係わりなく下水道施設の 規模に応じて固定的に必要とされる経費。 資本費(減価償却費、企業債支払利息、資産減耗費など及び資 産維持費)、電力料金の基本料金、人件費の基本給部分など。
需要家費	下水道使用水量の多寡に係わりなく主として下水道使用者数に対応して増減する経費。 使用料徴収関係経費(使用料の徴収に係る経費で、使用の開始・中止等の事務に要する経費、検針に要する経費、調定事務に要する経費、滞納整理等の事務に要する経費、関連する機器のリースや減価償却費等からなる)など。
変動費	主として下水道使用水量の多寡に応じて変動する経費。 動力費の大部分、薬品費など。

5. 検討事項

(1) 使用料算定期間の設定

(2) 使用料体系の検討

- (3) 使用料対象経費の範囲
 - 資産維持費の算定
 - ② 控除額の算定



(4) 使用者群の区分

① 水量区分の設定



次回以降の経営委員会にて検討

(5) 改定後使用料の決定

- ① 累進度の検討
- ② 基本使用料に配賦する固定費の割合



次回以降の経営委員会にて検討

(1) 使用料算定期間の設定

使用料算定期間は、下水道使用料の算定のために使用料対象経費を積算する期間的範囲のこと。

一般的には3年から5年程度に設定することが適当。

熊取町下水道ビジョン(経営戦略)P130

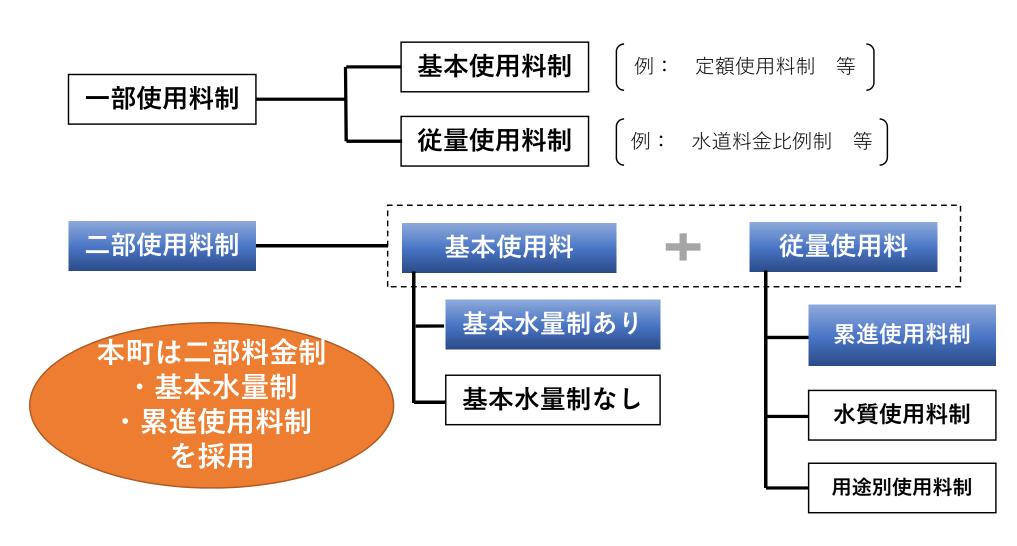
人口減少が避けられない中、下水道整備と水洗化の促進により、水洗化人口が横ばいで推移するものの、節水機器の普及やライフスタイルの変化により1人あたりの汚水量が減少すると予想され、使用料収入については、減少傾向と予想されます。

一方、老朽化していく施設の増加に伴う維持管理費の増加は明らかです。 このような状況から、当年度純利益の確保が困難になり、資金残高および補填財 源残高もマイナスとなり、**今後3年に一度の使用料の見直しを実施します**。

使用料算定期間は3年とする

(2) 使用料体系の検討

使用料体系



用語説明

用語	説明
一部使用料制	定額使用料もしくは使用水量に単価を乗じて算定される従量使用料のいずれかを採用した制度。
二部使用料制	基本使用料と従量使用料とを組み合わせた使用料制度。 経営の安定性確保には有効とされている。
基本使用料	使用量の有無にかかわりなく賦課されるもの。
従量使用料	使用量の多寡に応じて賦課されるもの。 使用水量×単価
基本水量制	基本水量を設け、その範囲内は基本使用料のみの定額制とし、従量使用料を加算しない制度。
定額使用料制	1世帯当たり又は1人当たりの下水道使用に伴う単価を設定し、その数に応じて下水道使用料 を徴収する制度。
水道料金比例制	水道料金の一定割合を下水道使用料として徴収する制度。
累進使用料制	汚水排出量が高くなるほど1㎡あたりの使用料単価を高く設定する制度。
水質使用料制	使用料対象経費の一部を一定の基準を超える濃度の汚水を排出する使用者に賦課する制度。
用途別使用料制	使用者の使用目的等により使用料を区分する方法で、その区分に応じて同じ排出量であっても、 使用料が異なる制度。 (例:公衆浴場用、公設プール用、工業用 等)

各種使用料制の特徴

制度		特。 ····································	
定額使用料制	長所	排水の形態が似かよった地域では合理的な制度。 使用料の算定が極めて簡単。	
	短所	使用者間の使用水量に格差がある場合、負担の公平が保てない。	
水道料金比例制	長所	水道料金の一定割合であることから使用料の算定が簡単。 水道事業と下水道事業の経営の一体性の確保が可能。	
<u>小</u> 迪科亚儿 沙 帕	短所	水道料金が基準となることから、水道料金以上に下水道使用料を引き 上げることが困難。	
累進使用料制	長所	大口需要家の需要変動リスクに対応するすることが可能となる。 資源問題、環境問題等の解決を図る趣旨。	
	短所	大口需要家の汚水排出量が鈍化すると水量の減少以上に使用料が減少 する。	
水質使用料制	長所	高濃度の汚水排出者の水質改善努力へのインセンティブ。 発生汚泥量の削減が可能。	
小貝仗用代則	短所	水質の認定を的確に行う必要があり、事務量が増加。 多くの労力と経費が必要。	
用途別使用料制	使用目的等により特別の配慮がなされる。 例)公衆浴場汚水は、公衆衛生の向上に寄与していること、物価統制令に基づき 公衆浴場使用料が低廉に抑えられていることから、下水道使用料を低く抑える政 策的配慮が加えられている。		

使用料制度に関する調

(法適用企業、公共下水道事業、一般家庭用、複数回答可)

単位:事業数

年度	水道料金	従量制		定額制	水質	その他
	比例制		累進制		使用料制	
平成22年度	-	184	170	17	22	5
23年度	1	202	182	17	22	5
24年度	2	220	199	20	22	6
25年度	2	232	208	21	22	7
26年度	3	259	235	24	25	8
27年度	2	285	258	25	25	9
28年度	2	325	296	30	28	10
29年度	3	369	332	35	31	14
30年度	4	428	379	42	36	15
令和元年度	5	563	492	55	41	17

出典:総務省 下水道事業経営指標・下水道使用料の概要

堺市以南13市町の使用料体系

市町名	使用料体系(公共下水道)			使用料改定年月日	
	一部使用料制		二部使用料制		
			基本水量制	累進使用料制	
熊取町		0	0	0	平成24年4月1日
堺市		0		0	平成29年10月1日
泉大津市		0		0	平成24年4月1日
和泉市		0		0	平成30年4月1日
岸和田市		0	0	0	平成24年4月1日
高石市		0		0	令和元年10月1日
泉佐野市		0		0	平成21年4月1日
泉南市		0		0	平成27年10月1日
阪南市		0	0	0	令和元年10月1日
忠岡町		0		0	平成21年4月1日
田尻町		0	0	0	平成21年4月1日
岬町		0	0	0	平成19年4月1日
(参考)					
熊取町水道事業		0	廃止	0	令和4年4月1日

出典:各自治体のホームページ等から作成

1二部使用料制

二部使用料制は基本使用料と従量使用料とを組み合わせた使用料制度。

基本使用料

使用量の有無に係わりなく賦課されるもの

従量使用料



使用量の多寡に応じて賦課されるもの

【一部使用料制のデメリット】

- 基本使用料のみの場合、大口使用者が負担すべき経費を小口使用者が負担する ということになり、不公平感が生じる。
- 従量使用料のみの場合、使用料が過少な場合に固定的に発生する経費を賄えない可能性がある。
- 「下水道経営のあり方検討会」において原則、二部使用料制とすべきとの提言がなされた。

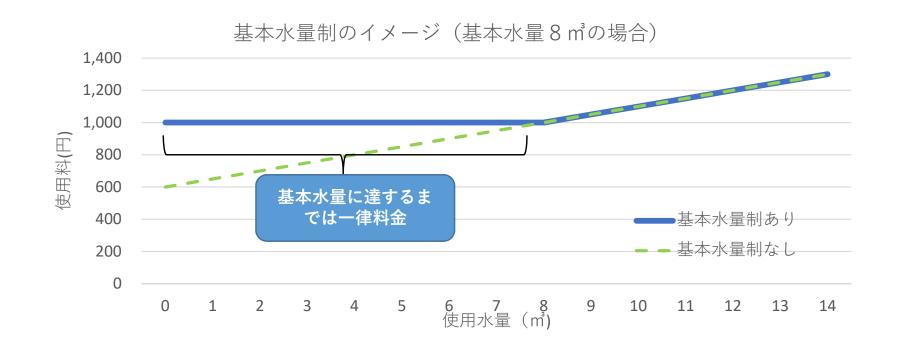
本町では二部使用料制を採用する(継続)

②基本水量制

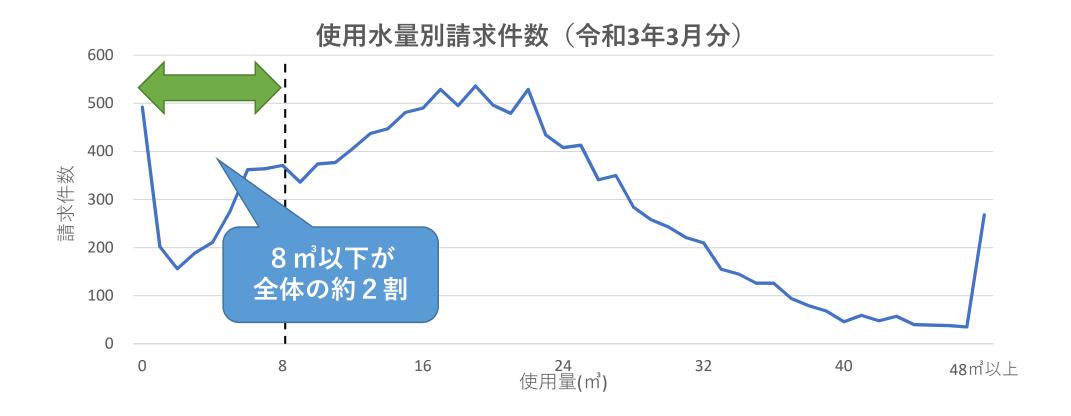
基本水量制は基本水量(本町は8㎡)を設け、その範囲内は基本使用料のみとし、従量使用料を加算しない制度。



● 日常生活で必要不可欠と考えられる1か月8㎡までは、低額に設定した基本使用料のみとすることで、使用者に対する負担軽減の措置を講じる



● 環境意識の高まり、節水型機器の普及、少子高齢化、核家族化、単身世帯の増加、ライフスタイルの変化により、1か月8㎡以下の基本水量内の小口使用者が増加(全体の約2割)



- 基本水量内では使用水量が異なっても使用料が変わらない ことへの不公平感
- 節水意欲が阻害され、環境面にとって逆効果
- 本町上水道料金は、基本水量制を廃止した
- 「下水道経営のあり方検討会」において基本水量制を解消 することが望ましいとの提言がなされた

③累進使用料制

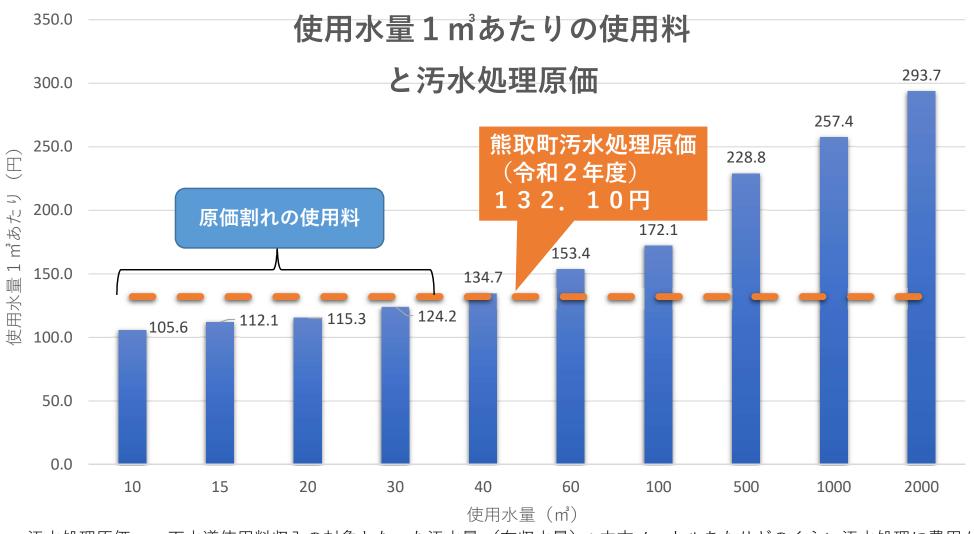
累進使用料制は、使用量が増加するに従い単価が上がる制度。



- 工場や商業施設などの大口使用者に対しては合理的な水使用を促し、 家庭用など小口使用者に対しては負担への配慮。
- 大口使用者の使用量の変動が生活排水等に比べて大きいため、需要 変動リスクに対応するコストを配賦する趣旨。

使用水量の少ない使用者は、汚水処理原価(1㎡あたりの汚水処理費)よりも安い料金となっている一方、その分の使用料を大口使用者が負担していることになり、負担の公平性の観点から課題を抱えている。

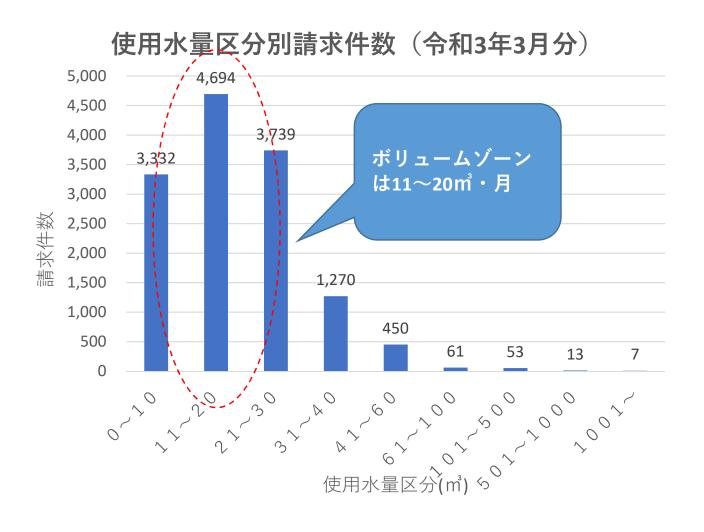
- 一部の大口使用者のみに過度な負担を強いれば、景気の動向により使用水量の 多寡が左右され、下水道経営の不安定化を招くおそれがある。
- 民間企業等の転出や自己処理への変更により結果的に小口使用者の負担増を招きかねない。

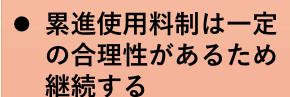


汚水処理原価 … 下水道使用料収入の対象となった汚水量 (有収水量)1立方メートルあたりどのくらい汚水処理に費用がかかっているかを示す 汚水処理費(公費負担分を除く)÷年間有収水量

■■ 1 m あたりの料金(税抜) ■ 汚水処理原価(令和元年度)

ボリュームゾーンに分布する使用者群において、汚水処理原価に近い使用料単価 を負担することが基本となるよう留意すべき

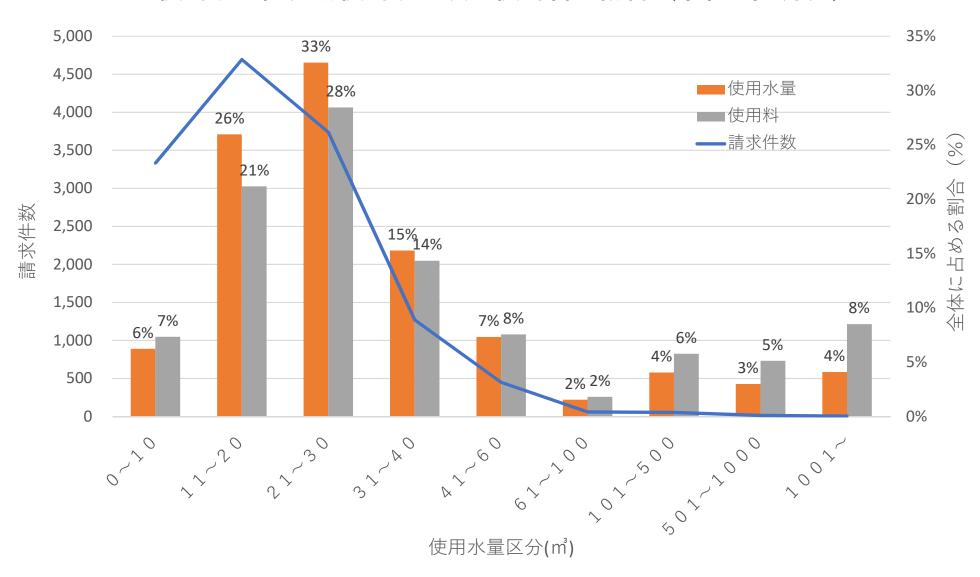




● 累進度については使用者間の負担の公平性に配慮する

~参考~

使用水量区分別使用水量及び使用料の割合(令和3年3月分)



6. 検討事項のまとめ

(1) 使用料算定期間の設定

● 使用料算定期間は3年とする

(2) 使用料体系の検討

- 二部使用料制を継続する
- 基本水量制は廃止する
- 累進使用料制は継続、累進度について負担の公平性 に配慮する

1. 開催回数

3ヶ月に1回程度

2. 委員会の時間帯

平日の午後(2時間程度)

3. 委員会資料

委員会開催の1週間前に送付

令和3年度

回	開催時期	議題(案)
第1回	令和3年 9月6日 (本日)	委員長及び副委員長の選出について 熊取町下水道ビジョン(経営戦略)について 下水道使用料算定の考え方について 今後のスケジュール
第2回	令和3年 11月	令和2年度決算報告について 使用料見直し検討について
第3回	令和 4 年 2 月	使用料見直し(素案)について

令和4年度

回	開催時期	議題(案)
第1回	令和 4 年 4 月	令和4年度予算について 使用料見直しについて
第2回	令和 4 年 7 月	使用料見直しについて(予備)
第 3 回	令和 4 年 10月	9月議会の結果について 令和3年度決算報告について

令和5年度

	開催時期	議題(案)
第1回	令和 5 年 4 月	令和5年度予算について